

半期開示情報

当会の令和5年度上半期（令和5年4月1日から令和5年9月30日）における経営状況（単体）について、ご案内いたします。

～開示項目～

○ 経営方針	1
○ コンプライアンス関連	3
○ 地域貢献情報	4
○ 自己改革への取組	8
○ 組織情報	10
○ 主要勘定の状況	11
○ 損益の状況	11
○ 自己資本の充実の状況	11
○ 農協法及び金融再生法に基づく開示債権	12
○ 有価証券の時価情報等	12

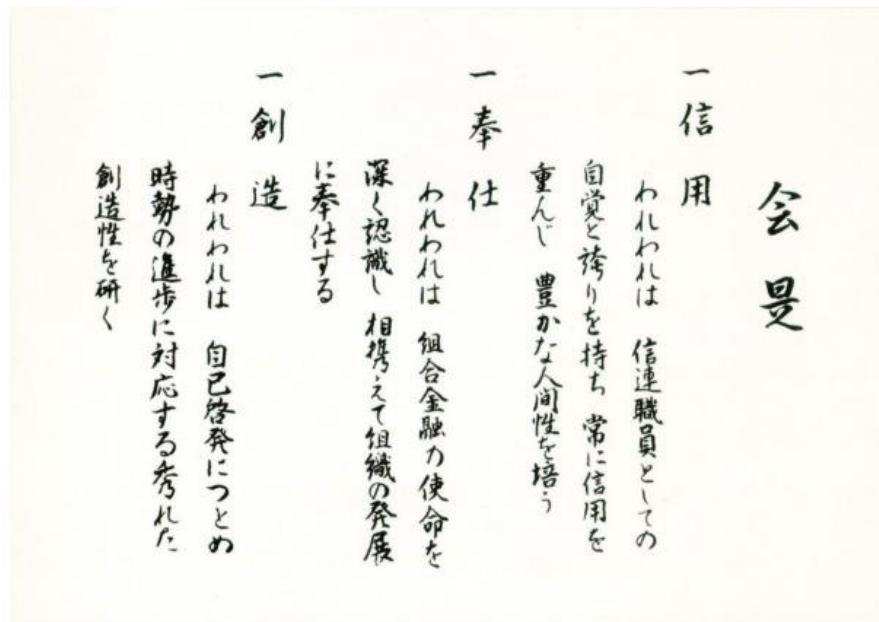
J A 広島信連

- ◎ 当資料の金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。
単位未満の金額において残高のあるものは「0」、残高のないものは「-」で表示しています。

経営方針

経営理念

当会は、「信用・奉仕・創造」を旨とする会員のもと、協同組織金融機関、農業専門金融機関、地域金融機関として、農業者・利用者はもとより、地域住民の皆さんに必要とされる金融サービスを提供することなどにより、「農業・地域から一層必要とされる存在」を目指しています。



経営方針

第18次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）

当会は、令和4年度を初年度とする3か年の「第18次中期経営計画」を策定し、実践しています。

そのなかで、「会員に対する安定的かつ持続的な収益・機能還元の発揮」が当会の最大の使命であることを改めて認識したうえで、また「第17次中期経営計画」で積み残した収益構造再構築の取組み等の課題も踏まえ、3年間の「基本目標」として5項目の重点実施事項を掲げ、基本目標の達成に向け全役職員が当会の経営理念を念頭に置きつつ、総力をあげて取り組んでいます。

重点実施事項

事業モデル変革に
向けたJA支援・補完
機能の強化

農と食を基軸とした
農業専門金融機関と
しての機能発揮

持続可能な財務基盤
と安定還元の実現

県域機能を支える
事業運営体制の強化

(株)広島県農協情報
センターのガバナンス
強化

実施事項

「JAバンクならではの金融仲介機能発揮」に向けた的確な支援

金融仲介機能発揮に向けた徹底的な業務効率化の取組み支援

基本方針等の枠組みに沿った管理体制等の確立支援

JAとの協調・連携強化による農業融資の拡大

食農関連企業との取引拡大

実効性あるリスク管理態勢構築と資金運用力の強化

コストコントロールの取組み強化

機能集約とスリム化のための組織機構の再編

人材マネジメントの強化

経営管理、内部統制等強化への取組み

県域情報システム中期構想の策定・実行

(株)広島県農協情報センターのガバナンス強化

コンプライアンス関連

コンプライアンスの運営

当会では、コンプライアンスを「企業が企業活動を行うに際して関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会的規範を全うすること」と認識しています。そして、違法行為を未然に防止する仕組みを構築するとともに、各種施策を通じ、社会的信頼の確保に努めています。具体的には、「コンプライアンスに係る基本方針」に則った役職員の行動規範と遵守すべき法令等を「コンプライアンス・マニュアル」として体系化し、また、各年度ではその実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、全ての役職員に徹底しています。

【コンプライアンスに係る基本方針】

1 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層の搖るぎない信頼を確立します。

2 質の高いサービスの提供

お客様本位のサービス提供により、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、き然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、全ての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

地域貢献情報

地域社会に対する基本的な考え方

当会は、JAをはじめ関係団体が会員となり、ともに助け合い、ともに発展していくことを理念とした、いわば相互扶助型の農業専門金融機関です。同時に、広島県を事業区域とし、地域経済・地域社会の発展に貢献することを使命とする地域金融機関でもあります。

当会の資産は、その大半が県内JAからお預かりした貯金で構成されています。そして、JAが当会へ預け入れた貯金は、JAが農家組合員や地域の皆さまからお預かりした財産です。当会では、このかけがえのない財産を安全・確実にお守りすると同時に、これを原資とし、資金を必要とする農家組合員の皆さまや農業関連団体、地域の皆さま、地元企業、各種団体等へご融資しています。

また、資金供給や経営支援等の金融機能を提供するだけでなく、教育活動や文化活動等を通じた地域の活性化についても、積極的に取り組んでいます。

○地域からの資金調達の状況

	令和4年 9月末	令和5年 3月末	令和5年 9月末
会員	2兆3,942億円	2兆3,698億円	2兆3,282億円
(うちJA)	2兆3,678億円	2兆3,458億円	2兆3,032億円
その他 事業者等	33億円	31億円	29億円
合計	2兆3,975億円	2兆3,730億円	2兆3,311億円

(注) 会員には、みなし会員（非営利法人等）等が含まれています。

○地域への資金供給の状況

	令和4年 9月末	令和5年 3月末	令和5年 9月末
会員	47億円	58億円	72億円
地方公共 団体等	0億円	0億円	0億円
その他 事業者等	818億円	805億円	735億円
合計	866億円	864億円	808億円

(注) 会員には、みなし会員（非営利法人等）等が含まれています。

このほか、(独)住宅金融支援機構、
(株)日本政策金融公庫等の受託貸付金
として87億円のお取引があり、今後も
地域の皆さまへの資金供給を積極的に行
います。

地域貢献情報

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県内J Aがお客さまの安定的な資産形成に貢献できるよう、その取組を支援する県域組織として、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、本方針における「お客さま」とは、県内J Aとお取引いただくお客さまを想定しています。

【お客さま本位の業務運営に関する取組方針】

1 お客さまへの最適な商品提供

- (1) 県内J Aがお客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定し、提供されるよう取組支援を行います。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2 お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 県内J Aがお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案していくための取組支援を行います。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- (2) 県内J Aがお客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供していくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- (3) 県内J Aがお客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めていくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3 利益相反の適切な管理

- (1) 県内J Aがお客さまへの商品選定や情報提供に当たり、お客さまの利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理していくための取組支援を行います。【原則3本文および（注）】

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 県内J Aに対し、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができるよう人材育成支援を行い、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢の構築支援を行います。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※） 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

地域貢献情報

地域密着型金融への取組

当会は、農業と地域社会に貢献する金融機関として、地域密着型金融へ取り組んでいます。

○中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組

当会は、農業および地域金融における円滑な資金提供を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

当会では、「金融円滑化に係る基本方針」を制定し、取組態勢を強化するとともに、お客さまからのご相談等には、より真摯な対応を心がけています。

【平成21年12月～令和5年9月末時点の当会の金融円滑化に係る取組状況】

	債務者が中小企業者である場合	債務者が住宅資金借入者である場合
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	101件	1件
うち、実行に係る貸付債権の数	101件	1件
うち、謝絶に係る貸付債権の数	—	—
うち、審査中の貸付債権の数	—	—
うち、取下げに係る貸付債権の数	—	—

○「経営者保証に関するガイドライン」への取組

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

地域貢献情報

文化的・社会的貢献の状況

当会は、資金供給や経営支援等の金融機能の提供に加え、教育・文化等様々な活動を通して地域の活性化に向け積極的に取り組んでいます。

○社会貢献活動への取組

当会では、平成25年度に社会貢献活動委員会を立ち上げ、新たな社会貢献に向けた取組を展開しています。令和5年度上半期は、役職員有志による清掃ボランティア活動として「クリーン太田川」へ参加しました。



○JAバンク食農教育応援事業への取組

J A バンクでは、次代を担う子どもたちの農業に対する理解を深めるため、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

毎年、食農教育、環境教育、金融経済をテーマとするオリジナル教材本を、県内の小学生に配付し、授業等で活用いただいているます。

また、農業や自然環境、金融経済に対する理解促進のために、JA等が子どもを対象に実施する教育活動や各種イベント活動に対し費用助成を行っています。



(令和5年12月1日現在)

○地元スポーツチームの活動支援

J A バンク広島では、スポーツを通じた地域への貢献の一環として、広島東洋カープ（野球）やサンフレッチェ広島（サッカー）の活動を支援しています。

令和5年度上半期は、スポンサードゲームの開催を通じて、地元スポーツチームの活動を地域の皆さんとともにサポートしました。



サンフレッチェ広島 スポンサードゲーム ©2023 S. FC



広島東洋カープ スポンサードゲーム

自己改革への取組

J Aグループ広島では、令和3年11月に開催した第29回JA広島県大会で次の10年後を見通した「めざす姿」として、「持続可能な農業の実現」、「豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を掲げ、その実現に向けて、JA・連合会等は、令和4年度から3年間、それぞれの事業、地域の実態や組合員の期待に応え、創意工夫ある取組みを実践することとしました。

また、JAバンク広島では、令和4年度からの「JAバンク広島中期戦略（令和4～6年度）」におきまして、JAバンクならではの総合事業を活かした価値提供として、資金供給を中心にコンサル機能を含めた金融仲介機能を、農業・暮らし・地域の各領域で発揮することとしております。

○農業者に対する金融対応力強化

将来的な地域農業の担い手として農業法人・大規模農家等をメイン強化先と位置づけ、関係強化・再構築に取り組むとともに、訪問活動等を通じて資金ニーズの発掘を行っています。

○保証料助成・利子補給

農業資金に係る保証料を助成する「JA農業資金保証料助成制度」を実施しているほか、利息軽減措置として全国のJAで導入されている「JAバンク利子補給制度」に加え、JAバンク広島独自の「JAバンク広島利子補給制度」を開設し、担い手の農業経営の負担軽減に努めています。



(令和5年12月1日現在)

○農業金融商品の積極展開

JAバンク広島では、新規就農者向けの融資商品として「JA新規就農支援資金」、農業経営全般に活用できる融資商品として「JA営農支援資金」を取り扱っています。

これらの商品は、「JA農業資金保証料助成制度」および「JAバンク（広島）利子補給制度」の対象資金となっており、農業経営を資金面から積極的にサポートしています。



(令和5年12月1日現在)

○農業金融担当者の設置

地域農業の担い手との関係強化・深耕を図るため、農業金融担当者を設置し、JAの担当者と同行訪問するほか、農業資金の商品説明支援や、担当者のレベルアップ研修等に取り組んでいます。

自己改革への取組

○担い手コンサルティングの実施

令和5年度上半期は、農業者の所得向上に向け、JA 営農経済・信用部門が主体となり、他の地域金融機関とは異なる総合事業体ならではの課題解決策を提案し、3先の農業者（担い手）に対するコンサルティングをサポートしました。

また、当会取引先の2先においても、当会が主体となり、取引先の収益性向上に向け、財務分析や経営者ヒアリングを実施し、課題解決策を提案しました。

(令和5年12月1日現在)

○食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の取組

令和5年度上半期は、JAグループ広島の目指す姿の実現に向けて、県内の小学生を対象に金融教育の要素を取り入れた食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の授業（計9回のプログラムのうち、5回）を令和5年7月から9月にかけて展開しました。



○担い手育成に向けた取組

J Aにおける担い手育成の取組を推進・支援するため、J Aの担い手金融リーダー等を対象に、農業金融に係る知識・スキルの習得を目的とした研修を実施しています。

令和5年度上半期は、農業経営者向けに、「農業補助金セミナー」を開催しました。

その他、広島県や農業法人協会等の諸会議へ参加することにより、JAへの情報の連絡・調整を行っています。

また、当会についても、農業経営アドバイザーの資格取得を通じて職員の農業知識向上に努めています。

○移動店舗車の配備

J A バンクでは、過疎地等への金融サービス提供および災害時の金融機能維持を目的として移動店舗車の配備に取り組んでおり、県内では2 J A で4台導入しています。



組織情報

役員（令和5年9月30日現在）

経営管理委員会会長 占部 浩道	経営管理委員 吉川 清二 金子 仁
経営管理委員会副会長 三戸 正宏	丹下 和博 檜山 秀夫

代表理事理事長 長谷川 公作	代表理事専務 上松 隆文	常務理事 角田 哲也 下内 博文
-------------------	-----------------	---------------------

代表監事 村上 俊二	監事 金林 和則	員外監事 洗川 孝典	常任監事 下鍛治 誠
---------------	-------------	---------------	---------------

会計監査人の名称（令和5年9月30日現在）

みのり監査法人 所在地：東京都港区芝5丁目29番11号

職員等

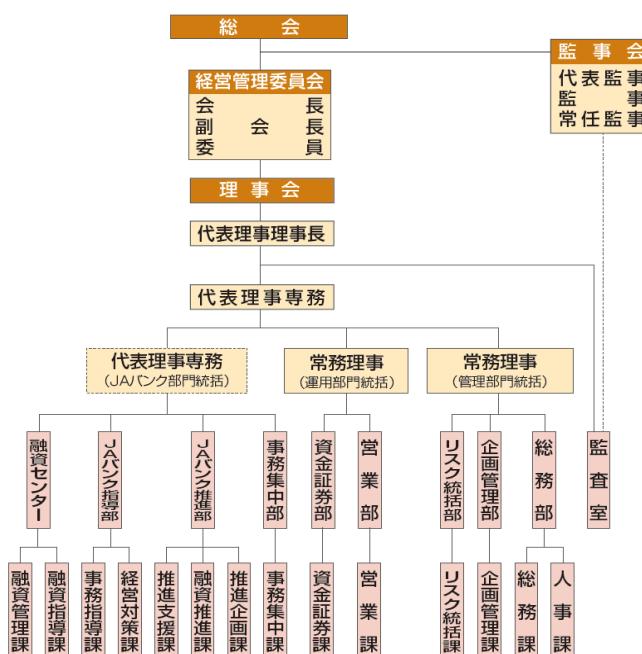
【職員数】

一般	令和3年度末	令和4年度末
合計	151人	139人
合計	151人	139人

【設立・出資金】

設立	昭和23年7月
出資金	802億円

組織機構図（令和5年9月30日現在）



店舗

店舗名：本所
所在地：広島県広島市中区大手町
四丁目6番1号
TEL: 082-248-9505



主要勘定の状況

(単位：百万円)

	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
貯金	2,397,561	2,373,010	2,331,184
貸出金	86,639	86,479	80,848
預け金	1,706,467	1,686,074	1,628,097
有価証券	629,234	618,139	631,367

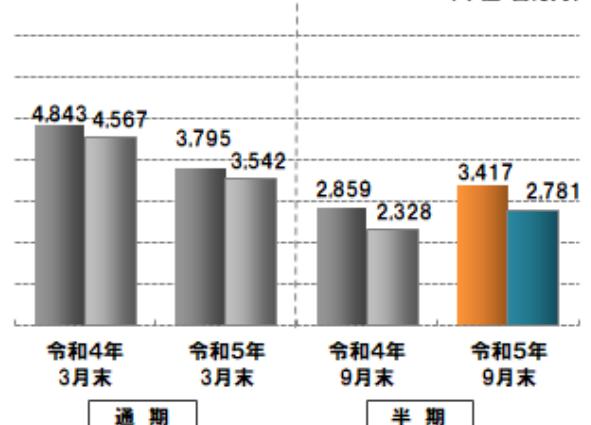
損益の状況

(単位：百万円)

	令和4年 9月末	令和5年 3月末	令和5年 9月末
経常利益	2,859	3,795	3,417
当期剰余金	2,328	3,542	2,781

左:経常利益 右:当期剰余金

(単位:百万円)



自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

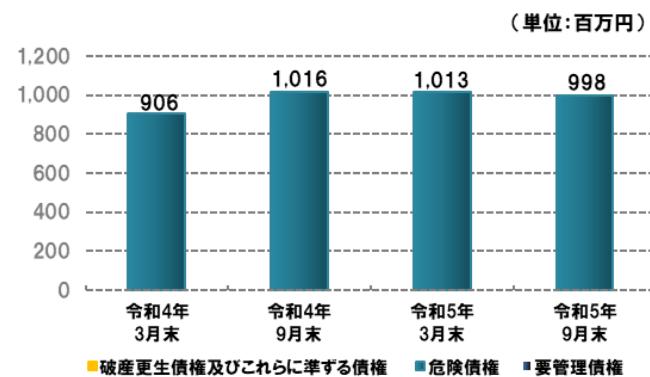
	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
自己資本の額 (A)	144,443	143,144	145,855
リスク・アセット等の合計額(B)	939,397	918,527	910,905
自己資本比率 (A) / (B)	15.37%	15.58%	16.01%

(注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

農協法及び金融再生法に基づく開示債権

【農協法及び金融再生法に基づく開示債権】

区分	令和4年 9月末	令和5年 3月末	令和5年 9月末
破産更生債権および これらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	1,016	1,013	998
要管理債権	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
小計	1,016	1,013	998
正常債権	86,606	86,406	80,762
合計	87,623	87,419	81,760



有価証券の時価情報等

【有価証券】

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

(3) その他有価証券

(単位 : 百万円)

区分	令和4年9月末			令和5年3月末			令和5年9月末		
	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額
その他	629,676	629,234	△442	614,225	618,139	3,913	629,077	631,367	2,289

【金銭の信託】

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位 : 百万円)

区分	令和4年9月末			令和5年3月末			令和5年9月末		
	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額
その他	23,852	23,950	98	27,060	27,560	500	29,790	30,377	587

(注) 1. 取得価額は、取得原価または償却原価を記載しています。

2. 時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

有価証券の時価情報等

【デリバティブ取引等】

(1) 金利関連取引

該当する取引はありません。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	令和4年9月末			令和5年3月末			令和5年9月末		
	契約額等	時価	差額	契約額等	時価	差額	契約額等	時価	差額
為替予約	33,110	30,154	△2,956	26,420	25,801	△619	25,521	24,483	△1,038

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

(3) 株式関連取引

該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

該当する取引はありません。